

名古屋市告示第162号

名古屋市とだがわこどもランドにおける指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 8年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
名古屋市北区清水四丁目17番 1号名古屋市総合社会福祉会館 5階
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長 河内 尚明
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
名古屋市とだがわこどもランド条例（平成 8年名古屋市条例第80号）第 5
条に規定する使用料の徴収
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
名古屋市とだがわこどもランド条例（平成18年名古屋市条例第12号）第 7
条に規定する使用料の還付
- 4 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8年 4月 1日
- 5 公金事務を委託した日
令和 8年 4月 1日

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課